

ひがしうら地域クラブ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり、中学生がスポーツ活動又は文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とするひがしうら地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会資格)

第2条 地域クラブに入会できる者は、町内に住所を有する中学生又はこれに準ずる者として東浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める中学生とする。

(入会手続)

第3条 地域クラブに入会を希望する生徒の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、入会の適否を審査し、その結果を保護者に通知するものとする。

(変更手続)

第4条 前条第2項の規定により入会を承認された生徒(以下「会員」という。)の保護者は、氏名、住所、メールアドレス又は緊急連絡先に変更が生じたときは、速やかに、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

(参加料)

第5条 会員の保護者は、地域クラブの運営に必要な費用の一部として地域クラブ活動参加料(以下「参加料」という。)を教育委員会の定める方法により、教育委員会に支払うものとする。

2 前項の参加料は、会員1人につき月額1,000円とする。

3 前項の額は、月の途中において入会し、休会し、再開し又は退会した会員のその月の参加料の額も同様とする。

(参加料の免除)

第6条 教育委員会は、会員の保護者が東浦町就学援助費事務取扱要綱第5条又は第9条の規定による就学援助の認定を受けている場合は、当該会員に係る前条第1項の参加料の一部を免除することができる。

2 前項の規定による免除の申請をしようとする保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に申請するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、免除の適否を審査し、その結果を保護者に通知するものとする。

4 前項の規定による免除の決定を受けた保護者に対する第1項の規定は、第2項の規定による申請のあった日の属する月の参加料から適用する。

5 教育委員会は、第3項の規定による免除の決定を受けた保護者が、東浦町就学援助費事務取扱要綱第10条の規定による就学援助の認定の取消しを受けた場合は、当該取消しを受けた日の属する月の翌月から当該免除の決定を取り消すものとする。

(休会)

第7条 地域クラブを休会しようとする会員の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

2 会員の保護者は、前項の規定により休会した会員が地域クラブの活動を再開しようとするときは、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。ただし、前項の規定による休会の届出において、再開する時期を明らかにしている場合であって、当該時期に再開するときはこの限りでない。

(退会)

第8条 地域クラブを退会しようとする会員の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

(参加料の返金)

第9条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、会員の保護者に対し、参加料の全部又は一部を返金するものとする。

(1) 気象、災害等の理由により、月に1度も地域クラブの活動を実施しなかった場合であって、その月の参加料を既に支払っているとき。

(2) 会員が休会した場合であって、月の初日から末日までの期間にわたって休会した月の参加料を既に支払っているとき。

(3) 会員が退会した場合であって、退会した月の翌月以降の参加料を既に支払っているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(指導者)

第10条 地域クラブの指導者（以下「指導者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地域クラブ指導者人材バンクに登録した者

(2) 地域クラブ指導者養成講習会を修了した者又はこれに準ずる者として教育委員会が認めた者

2 指導者は、地域クラブの活動における指導等を行うほか、教育委員会の求めに応じ、地域クラブに関し意見を述べることができる。

3 指導者の報償は、1時間当たり1,600円とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後のひがしうら地域クラブ実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の参加料から適用し、同日前の参加料については、なお従前の例による。